



～新型コロナウイルス感染症を県民一丸となって克服するために～

鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止 のためのクラスター対策等に関する条例

新型コロナウイルスは、特に「三密」の環境などで一度に多数の人への感染を引き起こす「クラスター」が発生することで爆発的に拡大するという特性があります。

ひとたびクラスターが発生すると、一気に感染の大きな波に飲み込まれてしまいかねず、高齢化が進んでいる本県では重症化の危険が急激に高まります。クラスターをいち早く封じ込めるには、施設等の使用を直ちに停止し、利用者等の検査を速やかに実施するために施設名等を公表することが必要となりますが、現行の関連法令だけでは十分な措置を講じることができないため、本県独自の条例を制定し、機動的に対応することにより、県民の生命及び健康を保護し、県民の生活を守ることにしたものです。

県民一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組みましょう。

※本条例では、不特定又は多数の者が立ち入り又はとどまる施設又は催物において5名以上の患者が発生した場合の患者集団を「クラスター」と定義しています。

県民、事業者、県及び市町村の役割

- 県や市町村は、県民及び事業者の取組みを支援するとともに、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 県民及び事業者には、感染予防対策の実施、クラスター発生時の感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。また、感染防止に取り組む施設等を積極的に利用しましょう。

～クラスターが発生したら～

- クラスターによる感染拡大を防止するため、事業者のかたは、直ちに施設・店舗等の使用を停止し、保健所の指導に従って消毒等を行ってください。

消毒等の対応を取るために最低限必要な期間、使用停止していただくものです。

- 他者の故意による場合や事業者が予防対策を適切に講じていたにもかかわらずクラスターが発生した場合は、県から協力金を給付します。
- 県は必要に応じて施設名等を公表します。(利用者全員にお知らせできるときは公表は行いません。)

施設名等の公表は、利用者にクラスター発生をいち早く知ってもらい、速やかにPCR検査を受けていただくことを目的としており、決して罰則のような趣旨ではありません。

- もし事業者が自主的に適切な措置を講じないときは、県は施設等の使用停止の勧告を行います。

この勧告は罰則ではなく、クラスター発生による感染拡大の遮断を目的としています。緊急事態宣言時、他県では実際に感染が発生していないにもかかわらず長期間に渡って業種全体の営業停止を要請する例もありましたが、この条例は、クラスターが発生した施設等に限定した最小限度のお願いとしています。

人権尊重

- 患者やその家族、医療従事者を応援し、一丸となってまん延防止を図りましょう。
- 感染者や施設等への誹謗中傷、差別的な言動、プライバシーの侵害は許されません。

施行期日 令和2年9月1日（一部は8月27日から施行）

【クラスター対策条例に関する問合せ先】
鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部
電話 0857-26-7958 FAX 0857-26-8143